

(別紙) 主任介護支援専門員研修 受講区分Dの見直しの解釈

【受講区分D】専任・兼任問わず、介護支援専門員として実務に従事した期間が通算5年(60か月)以上あり、かつ以下(1)～(3)のいずれかに該当する者

「専任・兼任を問わず」とは	<p>介護支援専門員業務のみを担当している場合に限らず、他の業務と兼務している場合も含むことをいう。</p> <p>例1) 介護保険事業所に勤務し、相談員業務や介護業務等と兼務しながら、介護支援専門員業務を担当している者。</p> <p>例2) 地域包括支援センターに勤務し、社会福祉士・保健師・コーディネーター等の業務と兼務しながら、介護支援専門員業務を担当している者。</p> <p>例3) 同一法人が運営する別事業所の職員として勤務しながら、介護支援専門員業務を担当している者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームの計画作成担当者、居宅介護支援事業所の介護支援専門員を兼務している場合</li> <li>・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の生活相談員と、居宅介護支援事業所の介護支援専門員を兼務している場合</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所の職員と、居宅介護支援事業所の介護支援専門員を兼務している場合</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所の職員と、居宅介護支援事業所の介護支援専門員を兼務している場合</li> </ul> <p>※その他、不明な点は実施団体へお問合せください。</p>
---------------	--

(1) 介護支援専門員の研修講師をする等指導的立場にある者。なお、研修講師とは、宮崎県の法定研修の講師、ファシリテーターを継続的に担当した者		確認方法
「宮崎県の法定研修」とは	<p>①介護支援専門員 実務研修</p> <p>②介護支援専門員 更新研修</p> <p>③介護支援専門員 専門研修</p> <p>④主任介護支援専門員研修</p> <p>⑤主任介護支援専門員 更新研修</p> <p>⑥介護支援専門員 再研修</p>	<p>【様式1】講師等担当実績証明書を提出(本人記入)</p> <p>※宮崎県介護支援専門員協会にて確認</p>
対象とする期間	主任介護支援専門員研修の申込日から遡って5年間	

(2) 地域包括支援センター、職能団体又は市町村等が開催する法定外研修に年4回以上(※)の受講履歴がある者。 ※研修申込日から遡って過去5年間のいずれかの年に法定外研修を4回以上受講することが条件。		確認方法
「地域包括支援センターや職能団体等」の考え方	<p>①宮崎県介護支援専門員協会(地域支部を含む)</p> <p>②日本介護支援専門員協会(ブロック及び都道府県支部を含む)</p> <p>③地域包括支援センター</p> <p>④行政機関</p> <p>⑤医師会、看護協会、介護福祉士会、社会福祉士会、宮崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会</p> <p>⑥一般社団法人日本ケアマネジメント学会</p>	<p>【様式2】研修受講証明書を提出(本人記入・実施団体証明)</p> <p>※必要に応じて実施団体へ電話にて確認</p> <p>※該当する研修会について、県ホームページ又は県協会ホームページにて一覧をご確認いただけます。</p>
「法定外研修」の考え方	<p>①介護支援専門員の資質向上に関する研修や講演会又は研究大会。 (勉強会は含まない。※講師を立てていれば研修会、立てていなければ勉強会)</p> <p>②1回の研修時間が原則3時間以上のもの。 ※但し、ケアマネジメントの質の向上につながるものとして趣旨説明が行われ、更にプログラム内容が「講義+演習+振り返り」を網羅したものであれば、3時間未満でも可とする。</p> <p>③参加人数が20名以上のもの。</p>	
「年4回以上」の考え方	<p>最初に受講した日を起算日とし、その日から1年間を算定期間として数え、当該1年間の算定期間内に4回以上受講していること。</p> <p>例) 8月1日に1回目の研修を受講した場合、算定期間は8月1日から翌年7月31日までの1年間。</p> <p>※複数日にわたり実施される研修会については、受講した日数を回数として数えることができる。</p>	
対象とする期間	主任介護支援専門員研修の申込日から遡って過去5年間のいずれかの年。	

(3) 日本介護支援専門員協会が主催する「介護支援専門員生涯学習体系研修」の受講履歴がある者		確認方法
		<p>修了証：日本協会HP(会員専用ページ)よりご自身でダウンロード</p> <p>認定登録証：希望者のみに発行。日本協会へ希望メールを送信し入手。</p>